

移動用発電設備の規制及び 取扱いについて(1)

～自家発Q&A 第61回～

4月号では、建設工事現場や災害時の仮設電源などで使用されている移動用発電設備について、使用者等に対し義務づけられている規制及び取扱いについて紹介します。

Q1 移動用発電設備とは、法令上、どのようなものを指しているのでしょうか。

A1 経済産業省から発出されている運用通達「移動用電気工作物の取扱いについて(平成28年6月17日付)」にて、移動用発電設備は次の通り定義されております。

「移動用発電設備」とは、発電機その他の発電機器並びにその発電機器と一体となって発電の用に供される原動力設備及び電気設備の総合体(以下「発電設備」という。)であって、貨物自動車等に設置するもの(※1)(電気事業法施行令第1条に掲げるものを除く。)又は貨物自動車等で移設して使用することを目的とする発電設備(※2)をいう。ただし、非自航船用電気設備(※3)は除く。

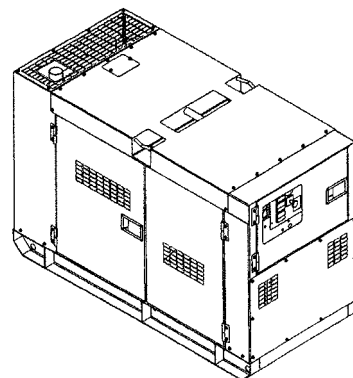
(※) 及び下線は筆者が加筆

※1:いわゆる移動電源車と呼ばれるものであり、電力を外部に供給するための発電設備を荷台に固定した貨物自動車(トラック)などです。

機動性の高さから、災害地域の非常用電源などとして使用されている発電設備です。

※2:一般的に移動用あるいは可搬形発電設備と呼ばれているものです。

容易に移動できるよう全ての構成機器がパッケージ化されており、原動機についてはディーゼル機関、燃料は軽油仕様が大半です。



可搬形発電設備の外観図例

※3:自らは推進力を持たない船舶に設置される電気設備を指しています。

非自航船とは、はしけ(バージ船。重量物を積むための平底の船舶)や、しゅんせつ船(水底の土をさらい、深くする船)、杭打船、起重機船などが挙げられます。



移動電源車(総務省東海総合通信局HPより)



非自航船(バージ船。関東地方整備局HPより)

Q2

この移動用発電設備について、法令上、どのような種類のものが保安規制の対象になるのですか。

A2

使用者に課せられる保安規制の対象は、**電気事業法**により事業用電気工作物としての適用を受ける出力10kW以上（原動機がディーゼル機関やガソリン機関などの内燃機関の場合）のものになります。ただし、発電設備の原動機がガスタービンの場合は、出力に関係なく事業用電気工作物としての適用を受けます。

Q3

では、出力10kW以上の移動用発電設備の使用者に対して課せられる保安確保の義務には、どのようなものがありますか。

A3

定置式発電設備と同様に、以下に示した3つの保安確保の義務が使用者に課せられます。

1. 技術基準への適合維持

電気事業法令で定める技術基準に適合するように、設備を維持すること。

2. 保安規程の制定、届出、遵守

設備の保安を確保するために保安規程（自主的なルール）を制定し、国に届け出ること。また、保安規程を遵守すること。

3. 電気主任技術者の選任、届出

設備の保安の監督をさせるため電気主任技術者を選任し、国へ届け出ること。

Q4

では、出力10kW未満の移動用発電設備は、法令上の規制はないのでしょうか。

A4

電気事業法により、低圧（600V以下）で出力10kW未満のものは、**小出力発電設備**として一般用電気工作物の規制を受けます。使用者は「A3」に示した保安確保の義務は課せられませんが、使用者に対し発電設備が技術基準に適合しないと判明した場合は、使用又はその制限が課せられる場合があります。

また、一般用電気工作物の中には、**電気用品安全法**により**携帯発電機**として規制されるものがあります。

Q5

では、電気用品安全法により携帯発電機はどのような規制を受けているのですか。

A5

電気用品の範囲等の解釈について（20180130保局第1号平成30年2月1日）によれば、「携帯発電機」とは、発電用原動機を有し持ち運びが容易にできる構造のものをいい、3kW又は3kVA以下を対象とすると示されています。

製造者又は輸入事業者に対しては、電気用品技術基準の適合義務が課せられます。

使用者（所有者）に対しては、**電気事業法**による電気設備に係る技術基準が課せられ、小出力発電設備と同様、技術基準不適合の場合、行政当局より使用の禁止または制限が課せられる場合があります。

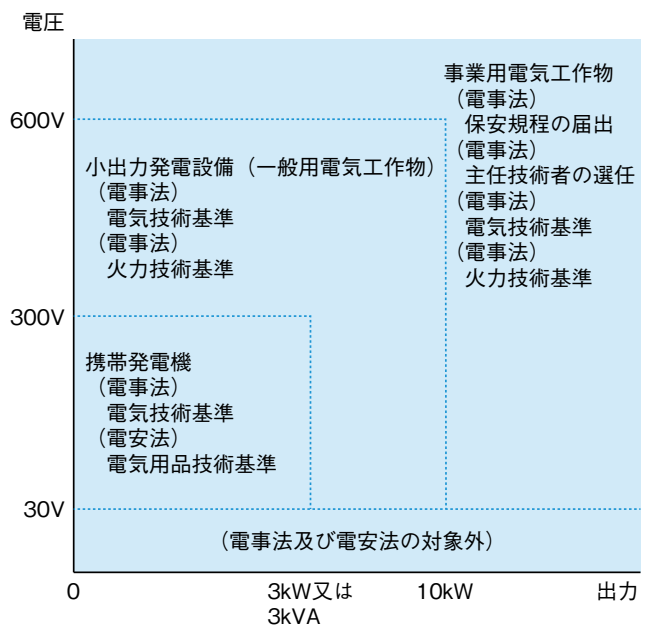
事業用電気工作物の移動用発電設備、小出力発電設備及び携帯発電機の範囲を「図」に示します。



携帯発電機に貼付される特定電気用品のマーク



携帯発電機（デンヨーHPより）



※電事法…電気事業法／※電安法…電気用品安全法

移動用発電設備の範囲と適用法令・基準